



発行 新潟県  
**第 11 号**  
 平成28年2月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 156 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 157 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 158 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 159 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 160 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 161 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 162 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 163 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 164 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 165 換地処分の届出（農地整備課）
- 166 換地処分（農地整備課）
- 167 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 168 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 169 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 170 都市計画区域の変更（都市政策課）
- 171 都市計画区域の変更（都市政策課）
- 172 都市計画の変更（都市政策課）
- 173 用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限の指定（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

告 示

◎新潟県告示第156号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 糸魚川総合病院
- 2 所 在 地 糸魚川市大字竹ヶ花457番地1
- 3 有効期間 平成28年3月3日から  
平成31年3月2日まで

◎新潟県告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーション あたたか柏崎	新潟県柏崎市松美2 丁目5番地38号	株式会社まんよう	平成28年2月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	ナースステーションあ たたか柏崎	新潟県柏崎市松美2 丁目5番38号	株式会社まんよう	平成28年2月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション キャッスル高田	新潟県上越市西城町 2丁目8番30号	医療法人高田西城 会	平成28年2月1 日
特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	はなことば柏崎	新潟県柏崎市春日2 丁目6番1-11号	株式会社まんよう	平成28年2月1 日
特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	はなことば妙高	新潟県妙高市栄町1 番10号	株式会社まんよう	平成28年2月1 日

## ◎新潟県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援事業所ウエル ネス中条	新潟県胎内市表町6番17- 12号	社会福祉法人板額の里	平成28年2月1日

## ◎新潟県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションあ たたか柏崎	新潟県柏崎市松美2丁目5 番38号	株式会社新潟ゆうあい	訪問介護 介護予防訪問介護	平成27年12月 28日	平成28年1月 31日
ナースステーションあ たたか柏崎	新潟県柏崎市松美2丁目5 番38号	株式会社新潟ゆうあい	訪問看護 介護予防訪問看護	平成27年12月 28日	平成28年1月 31日
笑いの花扇	新潟県柏崎市扇町1番65 号	株式会社セガリオ	通所介護	平成27年12月 2日	平成28年1月 10日

			介護予防通所介護		
清川デイサービスセンター	新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬966番地1	社会福祉法人大形福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成27年12月24日	平成28年1月31日
介護付有料老人ホームはなことば柏崎	新潟県柏崎市春日2丁目6番1-11	株式会社新潟ゆうあい	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成27年12月28日	平成28年1月31日
介護付有料老人ホームはなことば妙高	新潟県妙高市栄町1番10号	株式会社新潟ゆうあい	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成27年12月28日	平成28年1月31日

## ◎新潟県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
ケアサービスあたたか柏崎	新潟県柏崎市松美2丁目5番38号	株式会社新潟ゆうあい	平成27年12月28日	平成28年1月31日

## ◎新潟県告示第161号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
二瓶 幸栄	外科	燕労災病院	燕市佐渡633	H28.1.1	第15条第1項の医師に指定した
馬詰 朗比古	眼科	上村病院	十日町市田中口468-1	〃	〃
皆川 昌広	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
安藤 拓也	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
加勢 宏明	産婦人科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
島野 由美	内科	魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315	〃	〃

平島 浩太郎	外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
--------	----	--------	--------------	---	---

◎新潟県告示第162号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
本橋 邦夫	脳神経外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H27.10.1
横山 正明	内科	—	—	H27.11.8

◎新潟県告示第163号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、新潟市に係る新潟農業振興地域(平成23年新潟県告示317号)、中之口農業振興地域(昭和47年10月新潟県公告)、燕市に係る燕農業振興地域(平成26年新潟県告示第452号)及び新発田市に係る新発田農業振興地域(平成26年新潟県告示第1542号)の区域を次のとおり変更する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更した地域の名称

- (1) 新潟農業振興地域
- (2) 中之口農業振興地域
- (3) 燕農業振興地域
- (4) 新発田農業振興地域

2 区域

- (1) 新潟市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
(図面省略)  
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。
- (2) 燕市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
(図面省略)  
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。
- (3) 新発田市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
(図面省略)  
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成28年2月9日

◎新潟県告示第164号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 加入区の名称 南浜加入区
- 2 区域 新潟市北区太夫浜、島見浜及び太郎代の区域

◎新潟県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、豊島利穂ほか45名から区画整理事業下条川向地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成28年2月9日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸魚川市を地域とする県営農業用排水施設整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業上根知地区（別所換地区）に係る換地処分をした。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び上越地域振興局妙高砂防事務所において縦覧に供する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域の名称

小原新田急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域

妙高市

大字小原新田字跡坂

- 265番2 1号
- 269番1 2号
- 278番2 3号
- 286番1 4号

大字小原新田字谷内

- 528番 5号から10号まで

◎新潟県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛭野地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(3)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(4)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ホホヅキ沢地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
滝谷川地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
モグラ沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
門前川地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
門前川(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
カヤ山沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
鳥沢地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(3)地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
蛭野(4)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(5)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(6)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(7)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(8)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(9)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(10)地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
蛭野(11)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
別所甲1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所甲2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(3)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(4)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

別所(5)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(2)地区	五泉市別所、新屋	次の図のとおり	土石流
別所(3)地区	五泉市別所、新屋	次の図のとおり	土石流
安出地区	五泉市安出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安出(2)地区	五泉市安出、村松、中島、新屋	次の図のとおり	土石流
新屋地区	五泉市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大口(2)地区	五泉市大口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山根・為永・山際地区	十日町市下条	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛭野地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(3)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
モグラ沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
門前川(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
カヤ山沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流

蛭野(7)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(11)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
別所甲1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所甲2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(3)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(4)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(5)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安出地区	五泉市安出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安出(2)地区	五泉市安出、村松、中島、 新屋	次の図のとおり	土石流
新屋地区	五泉市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大口(2)地区	五泉市大口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成28年2月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称  
新潟都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
新潟県新潟市西蒲区上小吉の一部
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域  
新潟県燕市次新字道下の一部

#### ◎新潟県告示第171号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成28年2月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称



燕弥彦都市計画区域

- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
新潟県燕市次新字道下の一部
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域  
新潟県新潟市西蒲区上小吉の一部

---

#### ◎新潟県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新発田地域振興局地域整備部及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年2月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

---

#### ◎新潟県告示第173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第1号及び同法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を次のとおり定める。

なお、関係図書は新潟県土木部都市局建築住宅課及び燕市に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定する区域  
燕市  
次新の一部
- 2 定める数値
  - (1) 法第52条第1項第7号の規定に基づく数値  
10分の20
  - (2) 法第53条第1項第6号の規定に基づく数値  
10分の7
  - (3) 法第56条第1項第1号の規定に基づく法別表第3（に）欄5の項の数値  
1. 5
  - (4) 法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値  
2. 5

## 公 告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察官用夏服類の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

ア 男性警察官用夏服上衣長袖	887着
夏服上衣半袖	1,533着

イ 男性警察官用夏服ズボン	614本
ウ 女性警察官用夏服上衣長袖	210着
夏服上衣半袖	207着
夏服ベスト	47着
夏服スカート	31枚
夏服ズボン	151本

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年6月10日(金)及び平成29年2月24日(金)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、1(1)ア～ウの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(1)ア～ウの件名ごとに、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 本調達物品に係る品質等の証明ができた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

## (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

## (4) 入札書の受領期限

平成28年3月31日(木) 午後5時

## (5) 開札の日時及び場所

平成28年4月1日(金) 午後1時30分  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

## (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年2月29日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年3月1日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。  
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。  
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。
- (9) 落札者の決定方法  
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (10) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) 調達手続の停止  
平成28年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (12) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
- ①Long-sleeved summer jackets for male police officers - 887  
②Short-sleeved summer jackets for male police officers - 1,533
  - Summer trousers for male police officers - 614
  - ①Long-sleeved summer jackets for female police officers - 210  
②Short-sleeved summer jackets for female police officers - 207  
③Summer vests for female police officers - 47  
④Summer skirts for female police officers - 31  
⑤Summer trousers for female police officers - 151
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5:00P.M. March 1, 2016
- (3) Date of bid opening:  
1:30P.M. April 1, 2016
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp